

石川県全市町交信アワード発行規程

(目的)

第1条 この規程は、石川県全市町交信アワード発行に関する要件を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「発行者」とは、JARL 石川県支部長をいう。
- 2 「カード」とは、交信証明書（QSL カード）をいう。

(申請要件)

第3条 アワードの申請に用いる交信記録は、申請者が取得したカードを用い、その所持証明は申請者の自己宣誓によるものとする。

- (1) 昭和55年7月1日以降に交信したカードを有効とする。
- (2) 3バンド以上を使用して石川県の全市町からカードを得る。
- (3) 同一局のカードは、重複使用できない。
- (4) 申請者の運用場所は、
石川県内からの場合：全て同一市町からの運用
石川県外からの場合：全て同一の都道府県内からの運用に限る。
- (5) カードには、市町名や移動地が明記されていること。
交信後に自治形態の変更(例：村から町へ、または町から市へ)や合併があった場合は現存する市町名に読み替える。
- (6) 申請に用いるカードは、電子データによる交信証明も有効とする。
- (7) SWL 及び外国局にはアワードを発行しない。

(審査・発行)

第4条 発行者は、アワードの申請があった場合、できる限り速やかに審査しなければならない。

- 2 審査において必要と認める場合は、第3条第1項の定めにかかわらず、申請者に対し、発行者の指示する方法にてカードの提出を求めることができる。
申請者がカードの提出に応じなかった場合は、アワードの発行をしない。
- 3 申請者から受領したカードの保管は特に厳重に行い、また必要な確認が終了し次第、速やかに返送すること。
- 4 申請内容に不備がない場合は、速やかにアワードを発行する。また、発行状況を HP 等に掲載する。

(申請費用)

第5条 JARL 会員の申請費用は無料とするが、非会員は 500 円とする。

- 2 申請にかかる郵送料、アワード返送料は申請者負担とする。
また、カードの提出を求められた場合の送料、返送料も申請者負担とする。

(取り消し)

第6条 発行者は、この規程に違反している事が判明した場合は、アワード発行後であっても、アワードを取り消すことができる。

この場合、取り消したアワードの受領者のコールサイン及び取り消し理由を HP 等に掲載する。

附則 この改正規程は、平成27年3月8日から施行する。